

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】平成25年5月16日(2013.5.16)

【公表番号】特表2012-525817(P2012-525817A)

【公表日】平成24年10月22日(2012.10.22)

【年通号数】公開・登録公報2012-043

【出願番号】特願2012-508785(P2012-508785)

【国際特許分類】

H 02 G 15/184 (2006.01)

H 02 G 15/08 (2006.01)

【F I】

H 02 G 15/184

H 02 G 15/08 K

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月29日(2013.3.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第2のチャンバと交差する第1のチャンバを有するコールドシュリンクハウジングを含み、

前記第1のチャンバが、前記第2のチャンバの最も近くに上部を備えた概ね円筒形を有し、前記上部が、前記第1のチャンバの残りの部分の直径より大きい直径を有する、物品。

【請求項2】

取り外し可能なサポートコアが前記第1のチャンバ内に装填されたときの前記上部の内径の最大増加が、前記第1のチャンバに前記取り外し可能なサポートコアがないときの前記内径の100%未満である、請求項1に記載の物品。

【請求項3】

前記第1のチャンバに取り外し可能なサポートコアが装填されたときの前記上部の内径の最大増加が、前記第1のチャンバに前記取り外し可能なサポートコアがないときの前記内径の約100%～約0超%であり、取り外し可能なサポートコアが前記第1のチャンバに装填されたときの前記第1のチャンバの前記残りの部分の内径の最大増加が、前記第1のチャンバに前記取り外し可能なサポートコアがないときの前記内径の約150%～約300%である、請求項1に記載の物品。